

グループホーム花しょうぶ苑

重要事項説明書



グループホーム花しょうぶ苑 重要事項説明書

年 月 日現在

1. <事業主体概要>

事業主体名称	有限会社花しょうぶ苑
代表者名	坂口博文
所在地	亀山市本町一丁目2番12号
連絡先	電話0595-84-2215
事業所番号	2470400132

2. <施設概要>

施設名	グループホーム 花しょうぶ苑
施設種別	指定介護予防認知症対応型共同生活介護 指定認知症対応型共同生活介護・短期利用認知症対応型共同生活介護
開設年月日	平成15年11月1日
施設長名	坂口博文
所在地	亀山市本町一丁目2番12号
連絡先	電話0595-84-2215
交通の便	JR 亀山駅より徒歩20分・三重交通「本町停留所」より徒歩5分
敷地形態	自己所有
建物形態	自己所有
居室形態	グループホーム 全室個室定員9名
共用施設概要	リビングダイニング・厨房・浴室・脱衣所・トイレ・洗面所 当直室・管理事務室
緊急連絡	自動警報装置・消火器

3. <サービスの内容>

自己負担にかかる利用料	食材料費、居室使用料、管理費・共益費、水道光熱費
提供する介護サービスの内容	入居者の認知度及び身体状況に応じた介護・個別支援計画担当者による介護計画
上記以外の別途費用負担の必要なサービスと利用料	個人的に特別に希望される施設規定外サービスは、全額自己負担

4. <介護を行う場所>

要介護時に介護を行う場所	個人の各居室内及びトイレ・浴室
入居後に居室又は施設を移る場合	医療の治療が必要な場合は病院へ移る。1ヶ月以上の入院が必要な場合は、一時退去とする。

5. <医療関係>

協力医療機関の概要	鈴鹿市岡田 3 丁目 20-28 尾崎内科クリニック
	亀山市本町 2 丁目 6-19 亀山歯科医師会

6. <利用料>

費用の支払方法	毎月 25 日に翌月分前払い（認知症対応型共同生活介護）	
入居一時金 一時金の使途	入居一時預り金 150,000 円 退去時居室メンテナンス費用充当の上、残金返却 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者については入居一時預かり金は預からないものとする。	
退去時の精算方法	日割計算（認知症対応型共同生活介護）	
	認知症対応型共同生活介護	短期利用認知症対応型共同生活介護
<利用料金>	月額 125,000 円 (内訳)	日額 4,500 円 (内訳)
家賃相当額	月額 50,000 円	日額 2,000 円
食費相当額	月額 51,000 円	日額 1,700 円
管理費・共益費	月額 14,000 円	日額 800 円
水道光熱費	月額 10,000 円	(水道光熱費含む)
介護保険料の自己負担	基本料金の法令等で定められた負担割合分をお支払い頂きます。	
その他の費用	個人的に特別に希望される施設規定外サービスは、全額自己負担（末日〆切翌月払い）	
費用・利用料の改定	経済情勢の変動・公租公課の増額、近隣施設の利用料との比較により著しく不相応となった場合	
損害賠償		
施設側	失火責任法の適用がある場合を除き、施設側の故意又は重過失による損害については施設賠償責任を負う	
入居者側	入居者の責めに基づき、汚損・破損もしくは滅失した場合は、その代価を支払う	

<基本料金> 指定介護予防認知症対応型共同生活介護・指定認知症対応型共同生活介護
(1 単位=10.27)

要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
761 単位/日	765 単位/日	801 単位/日	824 単位/日	841 単位/日	859 単位/日

※入居 30 日までは 30 単位/日がプラス加算となります。
短期利用認知症対応型共同生活介護は除く

<基本料金> 短期利用認知症対応型共同生活介護

(1 単位=10.27)

要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
789 単位/日	793 単位/日	829 単位/日	854 単位/日	870 単位/日	887 単位/日

- ☐ サービス提供体制強化加算 I (22 単位/日)
- ☐ 介護職員処遇改善加 I ロ (介護基本報酬×22.8%)
- ☐ 医療連携体制加算 I ハ (37 単位/日)
- ☐ 科学的介護推進体制加算 (40 単位/月)

(入居 30 日までは 30 単位/日がプラス加算となります。)

※サービス提供体制強化加算 I

- ① 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 70%以上
- ② 勤続年数 10 年以上の介護福祉士 25%以上

※①、②に該当もしくはいずれかに該当
入居利用者様への介護サービスをより手厚くさせていただく加算です。

※医療連携体制加算 I ハ

- ① 事業所の職員として、または病院・診療所・訪問看護ステーションとの連携で看護師を1人以上確保していること
- ② 24時間、看護師と連絡できる体制を確保していること
- ③ 重度化した場合の対応に係る指針を定めたうえで、入居時に利用者とその家族に内容を説明し、同意を得ること

※科学的介護推進体制加算

利用者の状態やケア内容等のデータを厚生労働省へ提出し、フィードバックを活用することで、より質の高いサービス提供を行うことを目的とした加算です。

7. <入居状況>

入居者数及び定員	定員 9 名 （短期利用認知症対応型共同生活介護 1 名）
----------	-------------------------------

8. <入居・退去等>

入居の条件	介護認定の要支援 2・要介護度 1～5 の認定者及び診断書に基づく認知症認定者
身元引受人の条件	身元引受人 2 名
退去（契約の解除）	3 ヶ月前に書面にて連絡

9. <非常災害対策>

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行っています。 （1）防火管理者は介護担当職員を当て、火元責任者には部署の代表者を当てる。 （2）火災危険防止のため、自主的に点検を行う。 （3）非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際には防火管理者が立ち会う。 （4）非常災害設備には常に有効に保持するよう務める。 （5）火災発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめる為自衛消防団を編成し、任務の遂行にあたる。 （6）防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。 ・防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年 1 回以上 ・利用者を含めた総合訓練 年 1 回以上 ・非常災害用設備の使用方法的徹底 随時 （7）その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
--

10. <サービス内容に関する苦情>

当グループホーム花しょうぶ苑の介護に関するご相談・苦情を承ります。

電話番号 (0595) 84-2215
 受付時間 (9:00～17:00)
 担当者 施設長 坂口 博文
 ホーム長 山口 みさき

上記のほか行政の窓口

亀山市羽若町 545 番地

亀山市保健福祉部高齢障がい支援室 (0595) 84-3313

鈴鹿市神戸 1 丁目 18-18

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課 (059) 369-3201

津市桜橋 2 丁目 96 番地

三重県国民健康保険団体連合会 代表 (059) 213-6500

苦情専用 (059) 213-4165

11. <カスタマーハラスメントへの対応>

当事業所は、利用者及びご家族等からのご意見、要望、苦情等を真摯に受け止め、適切に対応します。

職員に対する暴力、脅迫、威嚇、暴言、人格を否定する言動、過度な要求、長時間又は繰り返しの要求その他社会通念上相当な範囲を超える行為により、職員の安全や就業環境が損なわれる場合には、法人のカスタマーハラスメント対策基本方針に基づき、職員の安全を確保するとともに、組織として必要な対応を行います。

なお、利用者の心身の状態、疾病、障害、認知症等が背景にある場合には、その状況にも配慮し、必要に応じてご家族や関係機関等と連携して対応します。

12. <虐待防止について>

事業者は利用者等の人権を尊重し、虐待及び、不適切なケアを一切行わない事とする。また、虐待の発生の防止に努めるとともに早期発見、早期対応、再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、指針を尊重して、高齢者福祉の増進に努めるものとし、下記の対策を講じます。

- (1) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を年1回以上実施する。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しております。

13. <身体拘束について>

当施設では原則的に身体拘束は行いません。しかし、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合にはこれを行う場合があります。やむを得ず身体拘束を行う場合には本人、家族、各専門職で十分に検討した後「身体拘束等に関する説明・同意書」にて内容の確認、同意をさせていただきます。

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

14. <感染症の発生防止及びまん延防止について>

- (1) 事業所は、サービスに使用する設備・備品、器具等の清潔保持に努め、定期的に消毒を実施する等、常に衛生管理に努める。
- (2) 事業所は、感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講ずる。
- (3) 従業者は、感染症・食中毒の予防及びまん延防止等必要な知識技術の習得に努める。
- (4) 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持のために事業所に協力する。

15. <事業継続計画の策定>

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措

置を講ずる。

(2) 事業者は、従業者に対し事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施する。

(3) 事業者は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行う。

16. <その他>

上記に定めのないものは、介護保険法によるものとします。

年 月 日

説明者名

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認しました。

(利用者)

住 所

氏 名

(利用者代理人)

住 所

氏 名

(身元引受人)

住 所

氏 名